

「住み続けたいまち白山市」 を目指して

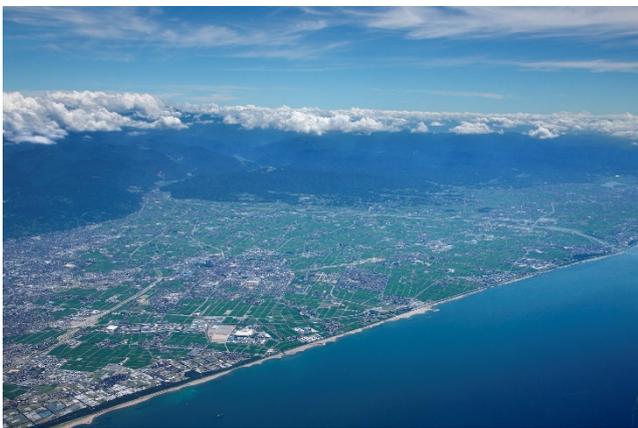
最前線紹介

石川県白山市市民生活部環境課

初めに、白山市の紹介をさせていただきます。

白山市は、平成17年2月1日に1市2町5村が合併し誕生しました。

本市は「日本三名山」の一つ白山や県内最大の流域を誇る一級河川手取川、市域の西側に広がる日本海など、山・川・海の豊かな自然に恵まれており、海岸部から山間部まで約2700mの標高差があります。また、市の面積は754.93km²で石川県全域の約18%を占め、県内最大の広さを有しております。



白山市の街並み

本市の平野部は、強固な地盤と良質な地下水に恵まれていることなどから、17箇所ある工業団地には製造業を中心に多くの企業が進出し、ものづくり産業の基盤を築く一方、経営耕地が5.8%を占めるなど、米作りを中心とした農業も盛んに行われております。

また、平成30年6月には、国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成

に向けた優れた取組を提案した自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。

さて、現在、公害苦情処理の所管課である市民生活部環境課には、10名の職員が在籍しており、うち4名の職員が環境保全係として、騒音・振動・悪臭等の各種届出業務や公害関係事案、公害苦情等の処理業務のほか、墓地・斎場の管理業務、空地の雑草処理、鳥獣や自然保護、犬の登録や狂犬病の予防注射、地球温暖化対策の推進や再生可能エネルギーなどに関する業務を担っております。

公害に関する苦情処理については年々増加傾向にあり、令和元年度中に処理をした件数は54件でありました。その内訳としては、大気汚染に関するものが14件、騒音に関するものが13件、不法投棄10件、水質汚濁8件、悪臭5件、その他4件となっています。

件数が最も多い大気汚染に関する苦情としては、農地の「野焼き」に関するものが特に多く、これは、本市が稲作などの農業が盛んな地域であることから、藁や農作物の残渣等を燃やす昔ながらの習慣が残っていることが原因です。市としては、農家の方々に野焼きをしないようお願いをしているものの、農林業のためのやむを得ない焼却は例外的に認められていることから、対応に苦慮する事案となっています。

次に多いのは騒音に関する苦情で、前年度の倍近い苦情が寄せられ、中でも、生活騒音

といった隣近所間での問題に関するものが増えております。本来このような問題は、当事者同士による話し合いで解決すべきものと考えますが、特に新興住宅地などでは「近所付き合いがあまりない」「自分の方が後から引っ越して来たため言いづらい」などといった理由から、市で対処して欲しいとの要望が増えており、その対応に苦慮しているところで

また、不法投棄に関する苦情についても、前年・前々年度と比較して倍以上の件数となる中、特に、農道へのごみの不法投棄に関する苦情が多くなっております。これは、人目に付かない夜間などに投棄されるものと考えています。山間部においては、見回りパトロールや不法投棄禁止の看板設置などの対策を行ったところ不法投棄が減少いたしました。今後は農道においても、見回り等を実施していく必要があると考えております。

水質汚濁や悪臭に関する苦情も前年度と比べて件数は増加しておりますが、その多くは、感覚的・心理的要因による一過性のものと考えております。しかしながら、このような感覚的・心理的要因によるものは、人によって、その感じ方が全く異なることから、対応の難しさを感じているところで

一方、冒頭でも紹介いたしましたとおり、本市には17箇所の工業団地があり、300社以上の企業が立地しております。これらの企業が工業団地等に進出する際には、本市と環境協定を取り交わしていただいております。近年、工業団地に隣接する住宅地からの苦情が減少傾向にあるのは、この環境協定の成果であると考えます。

今後は、ライフスタイルの多様化等により、苦情や相談の内容もますます多岐に渡るもの

と考えられます。適切に苦情対処理を行うためには、何よりも、申立者の主張に耳を傾け、その申立てを理解して対処することが肝心です。しかしながら、申立者の主張が、他の市民にとっても同様であるとは限りません。市としては常に、規則や基準に照らし合わせ、時に柔軟に対処していくことが重要であると考えます。

当然のことながら、申立者の納得できる解決策が見つからない場合もあるなど、市が全ての問題を解決できる訳ではありませんが、これからも出来得る限り申立者に寄り添った公害の苦情処理対応を行う事で「住み続けたいまち白山市」を目指していきたいと思います。



てどりきょうこく わたがたき
手取峡谷にある綿ヶ滝